

消費譲与税法を廃止する法律案要綱

一 消費譲与税法の廃止（本則関係）

消費譲与税法は、廃止するものとする。

二 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、平成二年四月一日から施行するものとする。

三 経過措置

1 廃止前の消費税法及び消費税法を廃止する法律附則の規定による消費税の収入額の

五分の一に相当する額は、消費譲与税として、譲与するものとする。（附則第二条第一項関係）

2 各年度分の消費譲与税の額は、当該年度の消費税の収入額の見込額に基づいて算定

し、同年度の収入額との差額は、次年度において精算するものとする。（附則第二条第二項・第四項関係）

四 その他関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。